

介護福祉士修学資金等貸付  
返還免除申請書

平成 年 月 日

沖縄県社会福祉協議会会長 殿

申請者氏名： ㊞

借受人との関係（ ）

住所：

電話番号：

貸付番号			
住 所	〒 -		
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名	㊞	S・H 年 月 日 ( 歳)	

介護福祉士修学資金等貸付要領等に基づき、修学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請いたします。

養成施設	施設名		卒業年月日	平成 年 月 日(卒・退)	
貸付期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 ( 年 箇月)				
返還猶予期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 ( 年 箇月)				
返還免除 申請額		円	返還額	円	
貸付金額		円	返還済額	円	
申請理由	《当然免除》 1 介護等の業務に従事 ( 3年・5年) 2 業務上の理由により死亡又は心身の故障 《裁量免除》 3 県内において貸付けを受けた期間以上の従事 4 その他 ( )				
理由発生年月日	平成 年 月 日				
業 務 従 事 先 の 状 況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)	
	雇用日数 (非常勤のみ)		日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒			TEL :
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)			

※必要に応じて裏面もご記入ください。

業務従 事先の 状況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数 (非常勤のみ)	日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒 TEL :		
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)		
業務従 事先の 状況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数 (非常勤のみ)	日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒 TEL :		
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)		
業務従 事先の 状況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数 (非常勤のみ)	日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒 TEL :		
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)		
業務従 事先の 状況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数 (非常勤のみ)	日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒 TEL :		
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)		
業務従 事先の 状況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数 (非常勤のみ)	日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒 TEL :		
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)		
業務従 事先の 状況	施設名		雇用形態	正規 非正規 (常勤・非常勤)
	雇用日数 (非常勤のみ)	日	従事日数 (非常勤のみ)	日
	所在地	〒 TEL :		
	期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ( 年 箇月)		

返還免除申請の際には、申請書と併せて以下のとおり当該事実を証明する書類を添付してご提出ください。

申請理由	添付書類
1	業務従事期間証明書（第11号様式）
2	死亡届（第16号様式）、除籍証明書又は医師の診断書
3	当該事実を証明する書類

【返還免除について】 沖縄県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要領より一部抜粋

**（返還の債務の当然免除）**

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付金の返還の債務を免除するものとする。

（1）養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士等登録を行い、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事し、かつ5年間（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上）引き続きこれらの業務に従事したとき。

（2）借受人が、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条の規定に基づく沖縄県内の過疎地域において当該業務に従事した場合又は借受人が中高年離職者であって当該業務に従事した場合は、3年間（在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上）で貸付金の返還の債務を免除するものとする。

＜沖縄県内の過疎地域＞

国頭村、大宜味村、東村、伊平屋村、伊是名村、本部町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町

（3）前号において、沖縄県内等における過疎地域で連続した業務に従事した期間が3年を満たさず、過疎地域外で当該業務に従事した場合には、過疎地域及び過疎地域以外における業務従事期間が通算5年（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上）でなければならない。

（4）第1号及び第2号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

**（返還の債務の裁量免除）**

第15条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還債務額（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

（1）死亡し、又は障害により債務の返還をすることができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

（2）長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

（3）貸付けを受けた期間以上の期間、沖縄県内等の指定された施設等において介護等の業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。ただし、貸付けを受けた期間以上の介護等の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、又は特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。